

総務財政委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和5年(2023年)3月27日

宇部市議会議長 河崎 運 様

総務財政委員長 芥川 貴久爾

記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議第20号	宇部市公平委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	原案可決	宇部市公平委員会を廃止することに伴い、関係条例について所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第21号	宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件	原案可決	宇部市公平委員会を廃止することに伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第33号	宇部市公平委員会の共同設置の廃止に関する協議について	原案可決	宇部市公平委員会の共同設置を廃止することに関して、地方自治法の規定により、宇部・山陽小野田消防組合と協議して定めることについて、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議第34号	山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について	原案可決	周陽環境整備組合が解散し、山口県市町総合事務組合から脱退することに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更を行うことについて、地方自治法の規定により市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議 決 の 理 由
議 案 第 3 5 号	山口県市町総合事務組合の 財産処分について	原 案 可 決	山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から周陽環境整備組合が脱退することに伴い、財産処分することについて、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。